担当部署: 市民図書館

| 処分の概要 | 使用料の徴収 |
|------------------|----------------|
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 十和田市民図書館条例 第5条 |
| 例 規 番 号 | 平成17年条例第99号 |

【基準】

第5条の規定による。

(使用料)

第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)であって、図書館法第3条第6号 に掲げる事項以外の目的に使用するものは、使用を開始する前に別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

備考

 担当部署: 市民図書館

| 処分の概要 | 使用許可の取消し等 |
|------------------|----------------|
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 十和田市民図書館条例 第8条 |
| 例規番号 | 平成17年条例第99号 |

【基準】

第8条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(使用の許可の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、第4条第1項の許可を受けようとする者又は使用者が図書館の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 図書館の使用が専ら営利を目的とするものと認められるとき。
 - (2) この条例、この条例に基づく教育委員会規則又は第4条第2項の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

| 設 定 年 月 日 | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 | |
|------------------|---------|---|---|---|--|
|------------------|---------|---|---|---|--|